

## 仙台市開発審査会条例

昭和63年12月20日  
仙台市条例第131号

### (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、仙台市開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。  
2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。  
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。  
2 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)のほか、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

### 附 則(平11.12・改正)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則(平24.3・改正)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。